

学校法人会計基準の在り方に関する検討会運営要領（案）

令和5年 月 日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会決定

学校法人会計基準の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。
2. 検討会は、開示を前提とした学校法人の財務情報の有り方について検討するものであり、学校法人の特性を踏まえた率直かつ自由な意見交換を確保する必要等があることから、非公開で行うことを基本とする。ただし、審議に支障を生じることがないと座長が認める場合は公開で行うことができるものとする。
3. 会議において配付された資料は、原則として公開する。
4. 検討会の議事録は公開する。ただし、座長が、議事録に個別の学校法人に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で決定する。